

訪問看護支援事業

平成24年9月
老健局老人保健課(宇都宮課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標：高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

施策目標：介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標Ⅹ-3-2）

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県・政令指定都市

（2）概要

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取組期間として、訪問看護ステーションの報酬請求業務、電話相談業務、医療材料等供給業務を受託する広域対応訪問看護ネットワークセンター（以下「センター」という。）を設置し、全国的に効率的な事業（サービス）実施が図られるよう必要な支援を行う。

補助先：都道府県・政令指定都市

補助率：10／10（定額）

（3）目標

4年間で47都道府県にセンターを設置することにより訪問看護事業の効率化を図り、在宅療養

を推進する。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：209百万円

訪問看護支援事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
322	250	208	219

(注) 予算額の増減については、設置箇所数の増減等のため。

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

(1) 状況分析

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者数が増加し、在宅療養を望む国民のニーズは高くなって一方、我が国は、諸外国と比較して、在宅における看取りは少なく、益々の在宅療養の推進が必要となっている。

(2) 問題点

在宅療養の一端を担う訪問看護ステーションは、1事業所当たりの職員数が少なく、経営規模も小さく、利用者からの24時間対応の電話相談や煩雑な事務作業などの訪問滞在以外に係る業務負担も大きい。

(3) 問題分析

訪問看護ステーションの業務を効率化することにより、訪問看護を必要とする方々に対して訪問看護サービスを安定的に供給できる体制整備を行い、在宅療養を推進していく必要がある。

(4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえると、本事業によりセンターを設置し、訪問看護ステーション業務の効率化を図ることは、訪問看護を必要とする者に対して訪問看護サービスを安定的に供給できる体制が整備されることになるため、在宅療養を充実させる上で、大変重要である。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業を通じてセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。

(3) 効率性の評価

本事業の実施を通じて、全都道府県にセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等の提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進され、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現する。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

訪問看護の安定供給については、本事業が30の都道府県で実施されたことなどにより、着実に体制整備が進んでおり、訪問看護件数も増加している。

(2) 問題点

高齢化の進展により要介護認定者数は増え続けており、訪問看護のニーズが一層高まっているが、業務負担の大きい訪問看護ステーションは依然として多く、引き続き業務効率化のための支援が必要となっている。

(3) 問題分析

センターを未設置の都道府県から、担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題が指摘されている。こうした地域の訪問看護ステーションへの支援が必要である。

(4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえ、引き続き訪問看護支援事業に対する補助を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	要介護(要支援)認定者数(単位:千人)	4,529	4,673	4,846	5,062	集計中
2	訪問看護(介護予防訪問看護)回数(単位:千回)	16,262.7	16,723.3	17,460.1	18,616.7	集計中
(調査名・資料出所、備考等)						
・指標1は「介護保険事業状況報告(年報)」老健局介護保険計画課調べ。						
・指標2は「介護給付費実態調査」大臣官房統計情報部調べ。						

6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

センターの設置に対する補助

- 個々の訪問看護ステーションで行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務、訪問看護ステーションへの医療材料等の供給業務のセンターでの一括実施
- 個々の訪問看護ステーションでの業務の効率化、より多くの訪問看護サービスの提供
- 在宅療養の推進

②有効性の評価

センター設置前は、個々の訪問看護ステーションにおいて事務作業等の業務に時間を要していたため、新規利用者を増やせなかったが、センターを設置した全ての都道府県で域内事業所の業務が効率化されたことから、本事業が訪問看護サービスの供給増加に一定程度寄与したと考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

本事業により設置するセンターで、個々の訪問看護ステーションで行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務、医療材料等の供給業務を一括して行うことができ、これらの業務の効率化が図られている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施により、個々の訪問看護ステーションで行っている業務の効率化が図られ、本来業務である訪問看護に時間をかけられるようになることで、より訪問看護サービスの提供量が増加し、在宅療養の推進が図られていると評価できる。一方で、センター設置都道府県の拡大や担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題がある。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 25 年度の予算要求においては、評価結果や事業実施都道府県の意見等を踏まえ、実施主体に中核市を加えた上で、所要の予算を要求する。

8. 評価指標等

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	本事業実施都道府県のうち、事務作業等の効率化が図られた都道府県	—	—	—	11/11	4/4
達成率		—	—	—	100%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標 1 は、全国訪問看護事業協会調べ。						
* 1 都道府県につき 2 年間の補助事業のため、補助最終年度の 2 年目の実績について記載。						
参考統計						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	訪問看護（介護予防訪問看護）回数（単位：千回）	16,262.7	16,723.3	17,460.1	18,616.7	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考統計 1 は、「介護給付費実態調査」大臣官房統計情報部調べ。						

9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし